



平成29年7月6日

件名 くきのうみ花火の祭典に伴う航泊禁止について

送信先 関係各位

発信者 門司海上保安部 航行安全課

電話 093-321-0398

FAX 093-331-1168

用紙の種類・枚数 A4 5枚(本送信票を含む)

通信欄

7月29日(土)に北九州市若松区洞海湾及び若戸大橋において、「くきのうみ花火の祭典」が開催されることに伴い、

18:30~22:00

までの間、別添港長公示第3号(平成29年7月6日)のとおり、一般船舶の航泊を禁止することとします。

また、若松港内交通管制室の管制信号及び同信号基準時間帯についても、別添のとおり一部変更しますので、本内容を貴傘下関係者に周知していただきますよう宜しくお願いいたします。

港長公示第3号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので、同条第2項の規定により公示する。

平成29年7月6日

関門港



関門港若松区第3区及び第4区における航泊の禁止について

関門港若松区若戸大橋及び若松埠頭前面の海域において、花火大会が実施されるため、下記のとおり一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、港長が認めた船舶は、この限りではない。

記

1 期間

平成29年7月29日（土）午後6時30分から午後10時零分までの間  
ただし、午後10時零分より前に花火大会が終了し、海域の安全が確認された場合はそれまでの間とする。

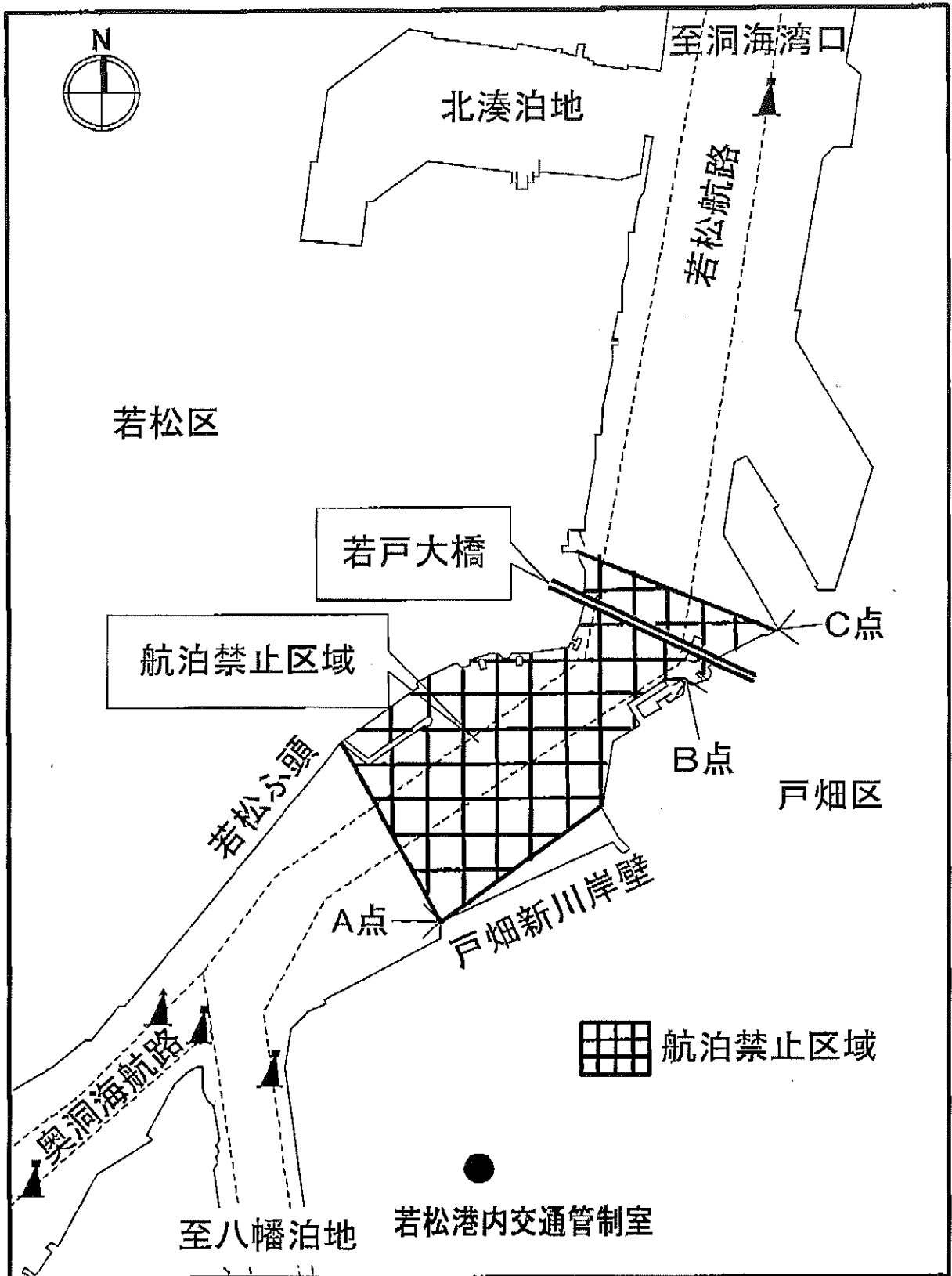
2 航泊禁止区域

若松港内交通管制室から352.5度670メートルの地点（A点）から330度に引いた線及び54.5度に引いた線、同信号所から24.5度1,500メートルの地点（B点）から257.5度に引いた線、同信号所から30.5度1,740メートルの地点（C点）から291.5度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域  
（航泊禁止区域略図参照）

3 備考

航泊禁止期間中、現場付近において巡視艇が警戒に当たるので、同船艇から指示があった場合は、これに従うこと。

# 航泊禁止区域略图



# 「くきのうみ花火の祭典」開催による 船舶の航泊禁止に伴う管制信号と 管制信号基準時間帯の変更について

関門港若松区第3区及び第4区における船舶の航泊禁止に伴い、下記のとおり管制信号と管制信号基準時間帯を変更いたします。

## 記

1 実施期日 平成29年7月29日(土)

2 航泊禁止時間 18:30 ~ 22:00

3 管制信号

航泊禁止時間帯の管制信号を次のとおりとします。

(1)若松港口信号所 : 出航信号(「O」の点滅信号)

(2)牧山信号所 港口方面 : 出航信号(「O」の点滅信号)

八幡・奥洞海方面 : 入航信号(「I」の点滅信号)

(3)二島信号所 : 入航信号(「I」の点滅信号)

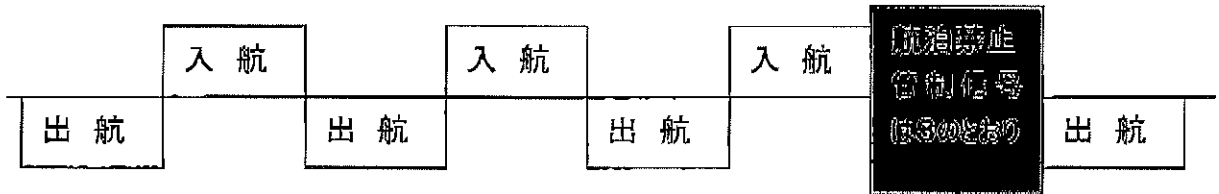
※ 航泊禁止解除後は、各信号所とも出航信号(「O」の点滅信号)とします。

※ 管制信号と管制対象船舶の動静の概要について、別紙に示します。

4 管制信号基準時間帯

当日の管制信号基準時間帯を次のとおりとします。

07:30 11:00 13:00 15:00 16:30 18:30 22:00



5 留意事項

船舶は、航行の安全確保のため特に次の事項を厳守してください。

(1)若松港内交通管制室へ運航開始の通報を確実に行うこと。

通報方法 国際VHF12ch(呼出名称:わかまつこうないぼあん)又は  
一般加入電話 093-871-2482

(2)国際VHF16chを聴守すること。

(3)入出航に関しては、若松港内交通管制室の指示に従うこと。

# 「くきのうみ花火の祭典」開催による 船舶の航泊禁止に伴う管制信号

